

# 農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

## ■付託議案

### 【一般事件案】

- 第90号議案 権利の放棄について . . . P 1  
《中小企業高度化資金貸付金》  
承認第1号議案 専決処分事件の報告及び承認について【関係分】 . . . P 2～4  
《令和2年度島根県一般会計補正予算（第13号）》

### 【予算案】

- 第80号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算（第1号）【関係分】  
第81号議案 令和3年度島根県中小企業制度融資等特別会計補正予算（第1号）  
. . . P 5～12

## ■報告事項

- ①新型コロナウイルス感染症への対応について . . . P 13～17  
②令和2年（1月～12月）島根県観光動態調査結果について . . . P 18～20  
③JR木次線におけるトロッコ列車運行継続に向けた取組について . . . P 21  
④企業立地計画の認定について . . . P 22

令和3年6月24日・25日

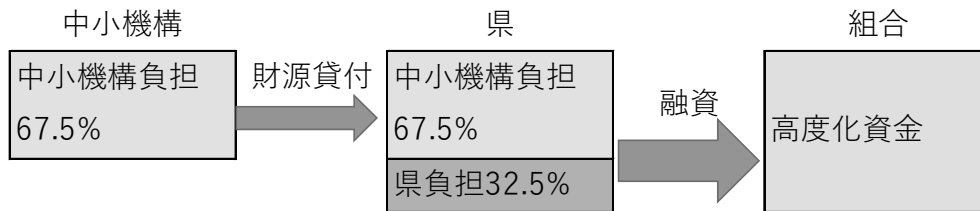
商 工 労 働 部



## 権利の放棄（第90号議案）について

### 1. 高度化資金の制度概要

- 中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどの建設・設備投資をする事業に対して、県が資金を直接組合に貸し付ける（長期（10年～20年）・低利又は無利子）制度
- 県は、財源の一部を中小企業基盤整備機構（「中小機構」）から借り受け、県分を合わせて組合へ融資を実行する。
- 組合からの返済は県が受けて、うち財源比率に応じた中小機構分を中小機構へ返還する。



### 2. (株)直江ショッピングセンターの貸付状況等

#### (1) 貸付先（主債務者）の概要

主債務者	(株)直江SC
店舗名	パピー
所在	出雲市斐川町直江4789番地1
設立	S59.5.10
事業停止	H16.3.24

(経過)

- ・出店当初は、計画通りの売上を計上し、償還も据置期間後、ほぼ約定通りにしていた。
- ・平成6年頃から、近隣に大型スーパーなど競合店の出店などから競争が激化し、売上が減少し、条件変更をしてきた。
- ・平成16年に事業を停止し、以後、連帯保証人による弁済と、担保物件の処分により、回収をしてきた。

#### (2) 貸付状況（県：32.5%、機構：67.5%）

貸付日	S59.12.27
融資期間 (うち据置期間)	16年 (3年)
利息	無利息
貸付元高	240,600千円
県分	78,195千円
償還実績	195,208千円
県分	63,410千円
現在残高	45,392千円
県分	14,785千円

### 3. 権利の放棄の理由

以下のとおり、県に法的な請求権がなくなったことから、「権利の放棄」を行う。

#### (1) 債務者

##### a. 主債務者

事業停止（H16.3）から相当な期間が経過し、保有財産も関係人もおらず法人の実体がない。

##### b. 連帯保証人

破綻時点の連帯保証人6名のうち

5名は、自己破産により破産免責が確定

1名は、死亡後に相続人全員が相続放棄している

#### (2) 担保物件

○店舗については、老朽化等により担保相当の価値がなく、処分見込みなしとして解除

○その他役員から提供された宅地・居宅については、解除

・担保提供者から評価相当額で入金を受けて解除。

・競売実施したが、入札者がなく裁判所が決めた基準価格が経費以下となったため取消し

## 商工労働部 令和2年度補正予算(3/31専決処分)の概要

## 1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	182,525	0	182,525	100.0
款5.労働費	1,615,441	▲ 31,418	1,584,023	98.1
款7.商工費	23,346,247	▲ 189,291	23,156,956	99.2
部合計	25,144,213	▲ 220,709	24,923,504	99.1

## 2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	417,023	0	417,023	100.0
観光振興課	2,370,446	▲ 6,965	2,363,481	99.7
しまねブランド 推進課	1,978,536	▲ 7,068	1,971,468	99.6
産業振興課	3,773,438	▲ 102,851	3,670,587	97.3
企業立地課	4,208,717	0	4,208,717	100.0
中小企業課	10,780,612	▲ 72,407	10,708,205	99.3
雇用政策課	1,615,441	▲ 31,418	1,584,023	98.1
部合計	25,144,213	▲ 220,709	24,923,504	99.1

## 観光振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,370,446	▲ 6,965	2,363,481	【財源】国 ▲ 4,942 使・手 0 その他 0 県 ▲ 2,023
1 特定有人国境離島地域滞在型観光推進事業費	120,445	▲ 6,965	113,480	隠岐地域滞在型観光推進事業

## しまねブランド推進課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,978,536	▲ 7,068	1,971,468	【財源】国 ▲ 2,279 使・手 0 その他 0 県 ▲ 4,789
1 強しなやかな食品産業づくり事業費	111,860	▲ 6,019	105,841	経営基盤強化導入事業等
2 しまね海外ビジネス展開支援事業費	38,703	▲ 1,049	37,654	海外展開支援拠点設置運営事業

## 産業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,773,438	▲ 102,851	3,670,587	【財源】国 ▲ 65,382 使・手 0 その他 0 県 ▲ 37,469
1 しまねIT産業振興事業費	277,330	▲ 2,734	274,596	学生Ruby合宿等
2 しまねのものづくり高度化支援事業費	61,650	▲ 4,595	57,055	ものづくりアドバイザー派遣事業
3 戦略的取引先確保推進事業費	33,859	▲ 500	33,359	首都圏等販路開拓強化事業(販路開拓アドバイザー)
4 ものづくり産業戦略的強化事業費	2,500	▲ 2,028	472	ものづくり産業戦略的強化事業
5 先端金属素材グローバル拠点創出事業費	1,001,116	▲ 92,994	908,122	研究開発費等

中小企業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	10,780,612	▲ 72,407	10,708,205	【財源】国 ▲ 53,888 使・手 0 その他 0 県 ▲ 18,519
1 事業承継総合支援事業費	227,565	▲ 12,337	215,228	事業継続力強化アドバイザー派遣事業等
2 地域商業等支援事業費	48,000	▲ 17,711	30,289	地域商業等支援事業
3 中小企業制度融資等特別会計繰出金	1,325,597	▲ 24,893	1,300,704	中小企業制度融資利子補給金(国コロナ)原資繰出金
4 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業費	108,217	▲ 17,466	90,751	創業・事業拡大支援事業

雇用政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,615,441	▲ 31,418	1,584,023	【財源】国 ▲ 20,287 使・手 0 その他 0 県 ▲ 11,131
1 しまねいきいき職場づくり推進事業費	40,998	▲ 4,864	36,134	魅力ある組織風土づくり支援事業等
2 若年者雇用対策事業費	303,574	▲ 598	302,976	インターンシップ等を活用した県内就職情報発信強化事業等
3 障がい者の雇用促進・安定事業費	70,657	▲ 7,692	62,965	訓練手当等
4 産業人材確保対策事業費	49,537	▲ 4,547	44,990	専門人材確保推進事業等
5 しまねものづくり人材育成促進事業費	34,778	▲ 2,343	32,435	ものづくり企業人材育成支援補助金
6 技能評価・向上事業費	48,721	▲ 1,000	47,721	職業能力開発推進事業費補助金
7 高等技術校管理運営事業費	79,697	▲ 2,980	76,717	訓練用機械器具整備費等
8 離転職者等の職業訓練事業費	231,402	▲ 5,144	226,258	離職者等再就職訓練実施費等
9 在職者の職業訓練事業費	48,924	▲ 2,250	46,674	認定職業訓練助成事業費補助金

## 商工労働部 令和3年度6月補正予算の概要

### 1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	176,529	0	176,529	100.0
款5.労働費	1,973,564	0	1,973,564	100.0
款7.商工費	14,011,612	6,358,212	20,369,824	145.4
部合計	16,161,705	6,358,212	22,519,917	139.3

### 2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	425,096	0	425,096	100.0
観光振興課	1,241,483	842,730	2,084,213	167.9
しまねブランド 推進課	606,360	1,017,500	1,623,860	267.8
産業振興課	3,034,554	0	3,034,554	100.0
企業立地課	3,919,464	0	3,919,464	100.0
中小企業課	4,961,184	4,497,982	9,459,166	190.7
雇用政策課	1,973,564	0	1,973,564	100.0
部合計	16,161,705	6,358,212	22,519,917	139.3

### 3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	849,930	0	849,930	100.0
中小企業制度融資等	72,812,249	2,222,267	75,034,516	103.1
部合計	73,662,179	2,222,267	75,884,446	103.0

観光振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,241,483	842,730	2,084,213	【財源】国 842,730 使・手 0 その他 0 県 0
1 宿泊事業者感染防止対策等支援事業	0	842,730	842,730	⇒ 別紙

しまねブランド推進課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	606,360	1,017,500	1,623,860	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 1,017,500
1 飲食需要回復・拡大支援事業費	0	1,017,500	1,017,500	⇒ 別紙(共管) 島根版「Go To Eatキャンペーン」事業 120,000 飲食店の感染予防対策強化事業 897,500

中小企業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	4,961,184	4,497,982	9,459,166	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 4,497,982
1 中小企業制度融資等特別会計繰出金	2,766,928	507,982	3,274,910	⇒ 別紙
2 島根県制度融資新型コロナウイルス対策基金造成事業費	75,112	657,000	732,112	⇒ 別紙
3 飲食店等事業継続特別給付金	0	3,333,000	3,333,000	⇒ 別紙

【特別会計】

中小企業制度融資等特別会計	72,812,249	2,222,267	75,034,516	【財源】 諸収入 1,714,285 繰入金 507,982 雑入 0
1 中小企業制度融資等事業費	68,231,616	1,714,285	69,945,901	損失補償金 債務負担行為: 400,000(R4年度~R21年度)
2 中小企業制度融資等事務費	2,766,928	507,982	3,274,910	保証料補給金 債務負担行為: 657,000(R4年度~R15年度)



## 宿泊事業者感染防止対策等支援事業

予算額:842,730 千円

### 1. 概要

宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取り組む際の費用等について支援を行い、地域経済の回復に繋げる。

### 2. 事業内容

#### (1) 宿泊事業者に対する財政的支援

[補助率] 1/2以内（1施設あたりの補助上限500万円）

##### ①感染症対策に資する物品の購入等

- ・感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入費用
- ・感染症対策の専門家による検証費用 等

##### ②前向き投資に要する経費

- ・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入 等

※令和2年5月14日以降に宿泊事業者が支出した費用について、既に支払い済みの費用についても補助対象とする。（ただし、国、県及び市町村等から補助を受けた費用は除く。）

#### (2) 宿泊事業者が取り組む感染拡大防止策の確認及び助言

- ・宿泊事業者における感染拡大防止策の実施状況を確認するとともに、対策の徹底を促す。

### 3. スケジュール（案） ※宿泊事業者への補助金交付事務

令和3年7月上旬 事務局の決定

7月下旬 補助金申請受付開始

8月末 補助金申請受付〆切

9月上旬 補助金交付決定

令和4年1月末 実績報告書提出〆切（事務局へ提出）

## 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応資金の条件変更の支援

予算額：507,982千円

### 1 目的及び背景

#### (1) 目的

県内中小企業が、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応資金による借入金の返済計画の見直し（以下、「条件変更」という。）をしやすくし、事業継続に必要な手元資金の確保を支援する。

#### (2) 背景

- 新型コロナウイルス感染症対応資金の利用状況は、据置期間を1年以下としているものが4割を超えており、返済が始まる事業者が多い。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、特に飲食、宿泊、サービス業をはじめ、観光関連の事業者で売上の回復が遅れている。
- 返済が始まることにより、手元資金の流出により資金繰りが厳しくなることが懸念される。

### 2 概要

新型コロナウイルス感染症対応資金を条件変更したときに、追加で必要となる利息の一部や保証料を支援。

#### (1) 国庫補助制度分

- ① 借入時に設定した据置期間を、借入から3年以内までの範囲内で延長可能とする
- ② 国の制度上10年以内の融資期間を、12年以内までの範囲内で延長可能とする
- ③ ①、②の見直しにより追加で必要となる利息の一部と保証料を補助する  
※利息：貸付当初3年間（国負担）、保証料：全期間（県負担）  
※追加の保証料は一旦保証協会に支払い、県へ補助金申請をする。

#### (2) 県単独制度分

- 県制度の据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で変更する場合に、追加で必要となる利息の一部と保証料を補助する  
※利息：貸付当初3年間（県負担）、保証料：全期間（県負担）

### 3 取扱期間

令和3年7月2日～令和3年12月末条件変更実行分

※国庫補助制度分に係る保証料の追加負担分の県への申請期限は令和4年1月末

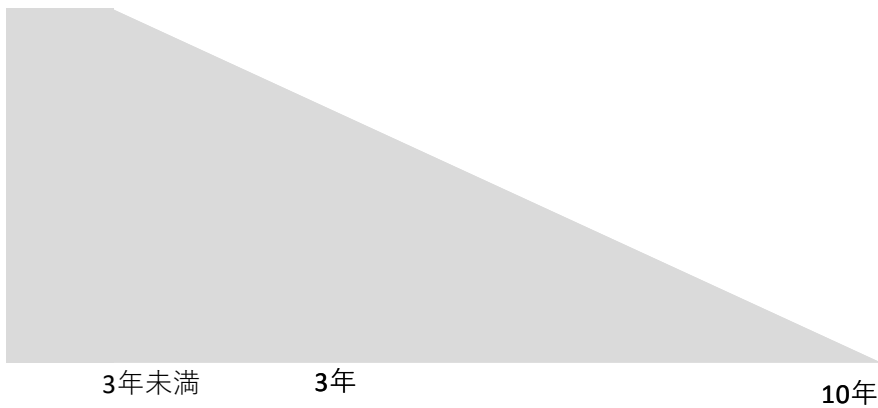
### 4 予算額

507,982千円（国制度の追加保証料分）

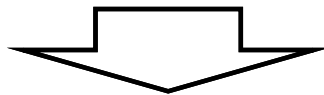
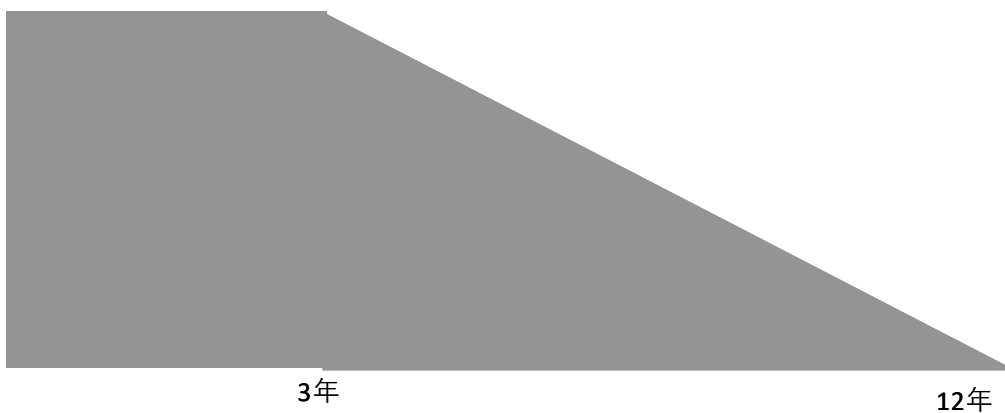
※県単独制度の追加分は、新型コロナウイルス感染症対策基金に計上済み  
第80号議案（一般会計） 中小企業制度融資等特別会計繰出金  
第81号議案（中小企業制度融資等特別会計） 保証料補給金

(参考) 条件変更のイメージ図

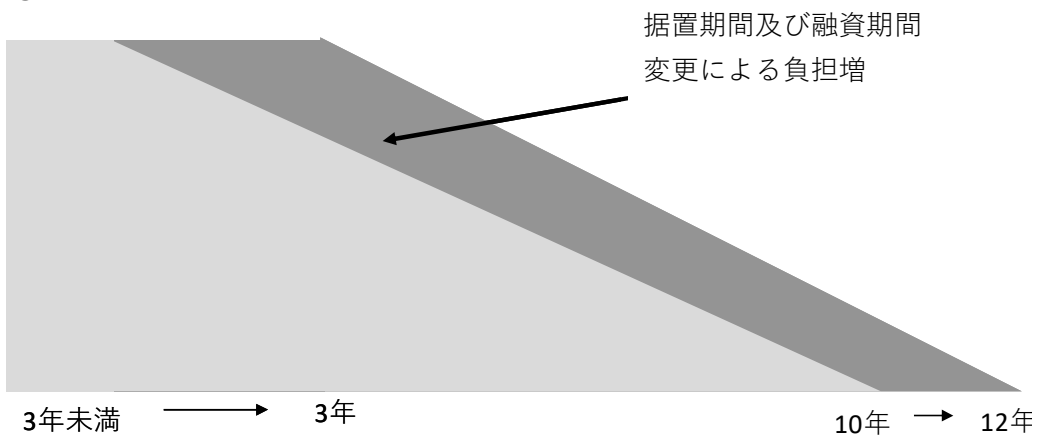
①【現状】据置期間3年未満、融資期間10年



②【条件変更】据置期間3年、融資期間12年



③利子補給及び保証料増加分



(条件変更の留意点)

- 償還方法は融資期間内に元金均等月賦。
- 借入時に3年以内で設定している据置期間を変更せずに、同様に設定している融資期間を12年以内で延長する場合も認める。
- 既に据置期間が終了している場合、貸付当初から3年以内で、条件変更時点の残高に対して据置期間を設定。
- 国制度において、3年超の据置期間を設定している場合は対象外。

(参考) 概要

資金名	新型コロナウイルス感染症対応資金	
	国庫補助制度	県単独制度
対象者	市町村より次のいずれかの認定を受けた中小企業者等  ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	国制度分の資金を満額利用し、以下の要件をすべて満たす中小企業者等 ○1か月の売上及びその後2か月間の売上見込が▲15%以上など ○市町村より以下の認定を受けたもの ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証
融資限度額	6,000万円	8,000万円
使途	設備資金、運転資金（原則、保証付の既往債務について借換可）	
融資期間	10年以内→ <b>条件変更で12年以内に延長可</b> （据置期間5年以内含む）	12年以内 （据置期間3年（一部2年）以内含む）
返済方法	元金均等分割返済 （保証期間が1年以内の場合は一括返済可）	元金均等分割返済
融資利率	<b>当初3年間無利子</b> （中小・小規模事業者前年同月比▲15%未満を除く）	<b>当初3年間無利子</b>
	4年目以降 年1.10%（責任共有外）、年1.25%（責任共有）	
信用保証	<b>不要</b> （中小・小規模事業者前年同月比▲15%未満は県単独助成により実質不要）	<b>不要</b>
担保	<b>不要</b>	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
連帯保証人	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は徴求しない	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による 個人 原則として不要

## セーフティネット資金新型コロナウイルス感染症対応枠の拡充

予算額：一般会計 657,000 千円  
特別会計 1,714,285 千円

### 1 目的

令和3年4月に創設したセーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、新規借入に係る負担を軽減することで、県内中小企業の資金繰りを支援する。

### 2 概要

(1) 保証料率の引き下げ

年0.4～0.71% ⇒ 一律0.3%

(2) 融資枠の拡大

100億円 ⇒ 200億円

### 3 取扱期間

令和3年7月2日～令和3年10月末保証申込

### 4 予算額

第80号議案（一般会計） 657,000 千円（保証料補給）

・ 中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対策基金造成

第81号議案（中小企業制度融資等特別会計） 1,714,285 千円

・ 中小企業制度融資等貸付金

#### (参考) 概要

資金名	セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)
要件	セーフティネット保証の認定 (4号、5号、危機関連)
資金使途	設備資金、運転資金
借換	○ (県制度融資の既往債務)
融資枠	100億円 → <u>200億円 (R3.6補正)</u>
融資限度額	8千万円
融資利率	責任共有 (5号) 年1.25% 責任共有外 (4号、危機関連) 年1.10%
信用保証料	0.4～0.71% → <u>一律0.3% (R3.6補正)</u>
融資期間	12年以内 (据置期間3年以内) [※10年以内 (据置期間2年以内)] ※危機関連保証の場合

## 島根県飲食店等事業継続特別給付金

予算額：3,333,000千円  
 (内訳 給付総額：3,202,100千円)  
 (事務費：130,900千円)

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の第3波において、飲食の場が感染拡大の主な起点とされた影響により、売上が減少した県内飲食事業者の事業継続を図ることを目的として給付金を支給する。

### 2. 事業概要

#### (1) 対象者（対象店舗）

以下の対象店舗を経営する中小企業者等

- ・ 令和2年12月1日までに「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けて、島根県内で営業の実態がある店舗

※ 営業形態がスーパーマーケット、コンビニエンスストア、自動販売機であるものは除く。

#### (2) 給付要件

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 直近の決算期（以下「直近期」）の飲食の営業以外の事業売上を含む全ての売上高が、その前期の決算期（以下「前期」）又は前々期の決算期（以下「前々期」）の売上高と比較して減少しており、かつ、飲食の営業に係る売上高が、次のア又はイのいずれかに該当していること。

ア 年間の売上高が、直近期とその前期又は前々期とを比較して30%以上減少していること。

イ 令和2年12月から令和3年3月まで（第3波の期間）の売上高の合計と、前年同期間又は前々年同期間の合計とを比較して、50%以上減少していること。

※ 飲食店営業に係る年間売上が1店舗あたり50万円以上であること

- ② 事業継続の意思があり、かつ、新型コロナウイルス感染症対策をした営業を行うこと。

#### (3) 給付額

- ・ 基準となる年間売上高に応じて、1店舗あたり定額を給付（右表）
- ・ ただし、1事業者あたり給付額の上限は200万円とする。

1店舗あたりの売上高／年間	給付額(定額)／店舗
① 1,500万円未満	50万円
② 1,500万円以上2,000万円未満	65万円
③ 2,000万円以上2,500万円未満	80万円
④ 2,500万円以上3,000万円未満	90万円
⑤ 3,000万円以上3,500万円未満	100万円
⑥ 3,500万円以上4,000万円未満	110万円
⑦ 4,000万円以上	120万円

#### (4) 給付の受付等

- ① 受付窓口：委託先（事務局）

※ 7月上旬に委託先決定

- ② 申請期間：7月下旬（見込）

～令和3年10月31日

- ③ 申請方法：電子、郵送による申請

- ④ その他：7月下旬までに事務局、コールセンターを設置

専用のHPを作成し、想定Q&Aなどわかりやすい情報提供に努める  
 商工会、商工会議所に申請書類を配架、相談体制  
 新聞、テレビ等での周知を予定

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 緊急事態宣言

- 1回目 R2.4.7～5.25 (最大 全都道府県)
- 2回目 R3.1.8～3.21 (最大 11都府県)
- 3回目 R3.4.25～7.11 (最大 10都道府県)
- まん延防止等重点措置 R3.4.5～

### 1. 県内事業者への影響

#### (1) 宿泊業・観光関連業等

県内主要宿泊地における宿泊客延べ数【市町村による調査（R3.5.31時点集計）】  
（松江しんじ湖温泉、玉造温泉、有福温泉、津和野、隠岐島後、隠岐島前の合計）



- ・ 宿泊客数については、昨年3月から減り始め、緊急事態宣言が出された昨年4月、5月は大きく落ち込み、その後、徐々に回復していたものの、2回目の緊急事態宣言等により1月以降再び減少幅が大きくなっている。
- ・ 3月は、鳥取県との連携事業「#WeLove 山陰キャンペーン」が始まったこともあり、宿泊者数は回復基調に転じた。
- ・ しかし、一部の事業者からは、第4波の影響で4月以降の宿泊実績及び予約は低調との声が寄せられている。
- ・ 宿泊事業者だけでなく、土産物小売業や旅行会社等の観光関連事業者からも経営状況が厳しいとの声が聞かれる。

## (2) 飲食業

- ・ 昨年3月後半から影響が出始め、特に送別会が減少した。4月・5月は、緊急事態宣言が全国に発令され、また、県内でも感染者が出た影響で売上が大幅に減少した
- ・ 6月以降徐々に回復に向かい、県の飲食券、Go Toキャンペーンなどの消費喚起策の効果もあって、秋頃にはある程度、売上が戻ってきていた。
- ・ デリバリーやテイクアウトなどに取り組むなど、売上確保の動きがある一方で、閉店や休業する店舗も見られる。
- ・ 12月後半からの感染再拡大による第3波の影響で、再び減少、年末、1月は大幅減となった
- ・ 3月から回復に向かうものの、第4波で、5月は県内でも感染者が多く出たため、回復し切れていない。
- ・ 最近の状況について、金融機関や商工団体からの聞き取りでは、昼営業中心の店舗では売上が戻っているが、夜間営業の居酒屋、スナック等は引き続き厳しい。

## (3) 製造業

- ・ 総じては、昨年5月に大きく落ち込み、その後、徐々に回復している。
- ・ 県内の自動車、農業機械、生産機械、建設機械等の部品製造企業では、取引先メーカーは回復基調にあるものの、依然先行きは不透明とする企業もある。
- ・ 半導体製造関連（基板、コンデンサ製造等）は好調を継続している企業が多い反面、今般の世界的な車載用半導体などの需給逼迫の影響によるメーカーの生産調整に伴い、自動車部品製造など一部では受注が減少した企業がある。
- ・ 食品製造業では、ホテル、旅館、居酒屋、土産物店向けの商品の受注減により売上げが大幅に減少した事業者がある一方、内食需要の増加により売上が増加した企業もある。

## (4) 企業倒産・廃業及び解雇の状況

### ① 倒産(信用調査会社)

- ・ 35件（令和2年度） ※令和元年度44件に比べ減少  
新型コロナウイルス感染症の影響によるものは2件
- ・ 直近の令和3年4月・5月は7件 ※前年度同期7件と同数  
新型コロナウイルス感染症の影響によるものはなし



② 廃業（商工団体調査）

- ・ 550件（令和2年度） ※令和元年度724件に比べ減少  
新型コロナウイルス感染症の影響によるものは27件
- ・ 直近の令和3年4月・5月は95件 ※前年度同期124件に比べ減少  
新型コロナウイルス感染症の影響によるものは9件

③ 解雇（島根労働局）

- ・ 1,278人（令和2年度） ※令和元年度に比べ299人の増加  
新型コロナウイルス感染症の影響を要因の一つとしているものは506人
- ・ 直近の令和3年4月は267人 ※令和2年4月と比べ82人の増加  
新型コロナウイルス感染症の影響を要因の一つとしているものは109人

2. 県の主な対応

【令和2年度2月補正、令和3年度当初予算、6月補正予算、コロナ調整費】

(1) 飲食店・宿泊施設の感染防止対策

- ・ 飲食店の感染予防対策強化事業【6月補正】  
～飲食店における感染防止対策を徹底するために第三者認証制度を導入し、認証取得に必要となる経費を助成
- ・ 宿泊事業者感染防止対策等支援事業【6月補正】  
～宿泊事業者が取り組む感染防止対策の強化等に必要となる経費を助成

(2) 県内経済を守る施策

- ・ 中小企業者等向けセーフティネット資金（新型コロナウイルス対応枠）の創設【R3当初】、拡充【6月補正】  
～融資枠 100億円→200億円、保証料率 年0.40～0.71%→一律0.30%
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応資金（中小企業者等向け）【6月補正】  
～据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で変更可能とし、必要となる利息の一部と保証料を補助

（参 考）コロナ対応資金の申込実績【3月末日現在】

- 件数：9,547件（国制度8,256件、県制度1,291件）
- 金額：1,781億円（国制度1,254億円、県制度527億円）
- ※今年4月以降の申し込み件数・・・27件（6月18日現在）

- ・ 飲食店等事業継続特別給付金【6月補正】  
～売上が減少した県内飲食事業者の事業継続を支援するため、事業規模に応じた給付金を支給
- ・ 事業継続力強化アドバイザー派遣事業（事業再構築枠）の創設【コロナ調整費】  
～事業の再構築を図る事業計画を策定し、中小企業等事業再構築促進事業に申請しようとする県内中小企業者にアドバイザーを派遣
- ・ 若年者県内就職促進事業（合同企業説明会バーチャル会場整備事業等）【2月補正】
- ・ 多様な人材の雇用・就業促進事業（人材不足業種への再就職支援事業）【2月補正】
- ・ 産業人材確保対策事業（外国人材受入企業支援事業）【2月補正】
- ・ 在職者の職業訓練事業（デジタル利活用人材の育成）【2月補正】
- ・ 労働相談事業（くらしサポートセンター島根の相談体制の充実）【2月補正】

### (3) 県民による県内消費を喚起する施策

- ・ 飲食需要回復・拡大支援事業【2月補正】【6月補正】【コロナ調整費】  
～「GoToEatキャンペーンしまね」による飲食券に特典を上乗せし、飲食需要の喚起策を強化
- ・ 再発見！あなたのしまねキャンペーン【コロナ調整費】  
～宿泊・観光の需要回復に向け、県民による県内宿泊や旅行を喚起するため、島根県民を対象としたキャンペーンを実施

#### (参 考)

##### ●しまねプレミアム飲食券・宿泊券の状況

飲食券は11月末で使用終了、宿泊券は2月末で使用終了

【飲食券】販売金額 1,734,774千円 ※289,129組販売  
換金額 1,725,658千円

【宿泊券】販売金額 713,065千円 ※142,613枚販売  
換金額 702,700千円

##### ●しまねプレミアム観光券（R2.11.10～6.20報告分）

販売数 267,890冊（約89%販売済）

※発行予定30万冊（1,000円/冊）

##### ●Go To Eatしまねキャンペーン

券上乗せ分の販売実績（R3.4.1～6.18報告分）

券面額 2,779,296千円（463,216冊）  
（約66.2%販売済み）

#### (4) 県内経済を回復させる施策

- ・“美肌県しまね”観光総合対策事業（美肌県しまね誘客推進モデル事業、宿泊施設整備支援事業等）【2月補正】
- ・特定有人国境離島地域滞在型観光推進事業（特定有人国境離島観光産業緊急支援事業）【2月補正】
- ・地酒と県産米を活用した観光誘客推進事業【2月補正】
- ・首都圏情報発信・県産品販路開拓事業等【2月補正】
- ・ものづくり産業生産プロセス変革支援事業【2月補正】
- ・しまねデジタルイノベーション拠点整備事業【2月補正】
- ・ものづくり産業事業再構築促進事業【2月補正】
- ・新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業【2月補正】
- ・企業誘致のための各種助成事業（サテライトオフィス等活用促進事業）【2月補正】
- ・中小企業に対する支援体制整備事業（しまね地域産業資源活用支援事業）【2月補正】
- ・事業承継総合支援事業（新型コロナウイルス対応経営改善支援事業）【2月補正】

## 令和2年（1月～12月）島根県観光動態調査結果

### 1. 宿泊客延べ数

○令和2年の宿泊客延べ数は、242万4千人であり、前年と比べ135万8千人（▲35.9%）減少した。

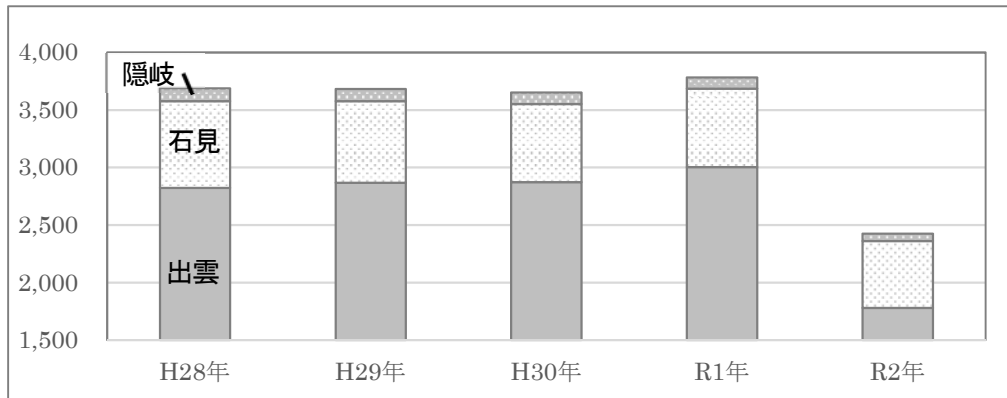
○地域別動向では、前年と比べ、出雲地域が▲40.8%、石見地域が▲14.6%、隠岐地域が▲34.8%であった。

（主な変動要因）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響

〔宿泊客延べ数の地域別推移〕

（単位：千人泊）



地域	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	対前年比
出雲地域	2,822	2,867	2,872	3,003	1,779	▲40.8%
石見地域	755	710	678	682	582	▲14.6%
隠岐地域	110	106	102	97	63	▲34.8%
計	3,687	3,683	3,653	3,782	2,424	▲35.9%

〔参考〕 主要宿泊地の状況

（単位：人泊）

宿泊地名	区分	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	計
松江しんじ湖温泉 (松江市)	R2	42,749	10,457	30,900	43,920	128,026
	R1比	▲12.6%	▲83.0%	▲53.7%	▲36.1%	▲47.9%
玉造温泉 (松江市)	R2	110,496	15,507	81,083	139,630	346,716
	R1比	▲14.7%	▲89.2%	▲42.1%	▲11.0%	▲39.1%
有福温泉 (江津市)	R2	1,192	767	2,004	2,098	6,061
	R1比	▲4.6%	▲56.7%	+6.5%	+29.6%	▲7.0%
津和野 (津和野町)	R2	3,022	899	3,355	4,730	12,006
	R1比	▲41.4%	▲88.9%	▲56.3%	▲37.5%	▲57.9%
隠岐島後 (隠岐の島町)	R2	4,871	2,864	9,823	9,261	26,819
	R1比	+2.9%	▲77.2%	▲36.4%	+26.1%	▲33.1%
隠岐島前 (西ノ島町、海士町、知夫村)	R2	1,965	1,493	5,331	5,337	14,126
	R1比	▲35.3%	▲83.0%	▲46.4%	+7.1%	▲47.2%
合計	R2	164,295	31,987	132,496	204,976	533,754
	R1比	▲14.7%	▲86.4%	▲45.2%	▲17.0%	▲41.8%

## 2. 外国人宿泊客延べ数

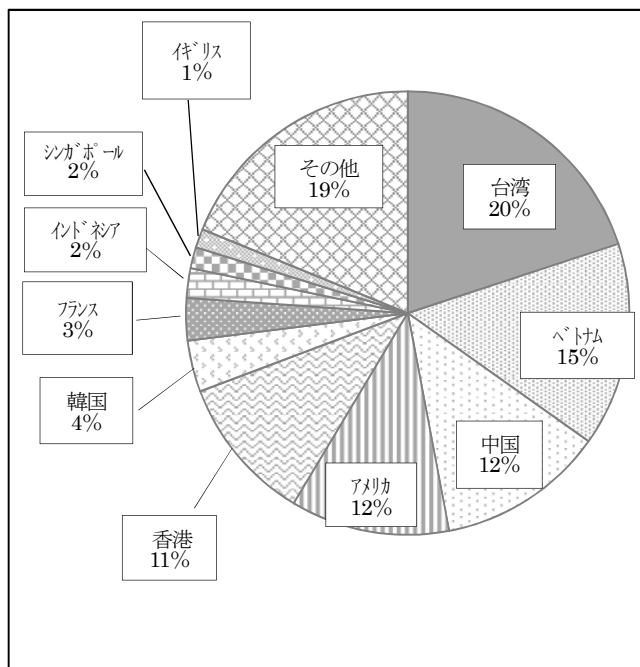
○外国人宿泊客延べ数は、14,574人であり、前年と比べ83,519人(▲85.1%)減少した。

(主な変動要因)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響

〔国・地域別外国人宿泊客延べ数〕 (単位:人泊)

国・地域	R1年	R2年	対前年比
台湾	21,295	2,907	▲86.3%
ベトナム	730	2,167	+196.8%
中国	9,804	1,776	▲81.9%
アメリカ	6,401	1,689	▲73.6%
香港	15,075	1,556	▲89.7%
韓国	15,075	547	▲96.4%
フランス	5,576	449	▲91.9%
インドネシア	420	315	▲25.0%
シンガポール	1,357	223	▲83.6%
イギリス	1,830	201	▲89.0%
その他	20,530	2,744	▲86.6%
計	98,093	14,574	▲85.1%



## 3. 観光入込客延べ数

○令和2年の観光入込客延べ数は、2,131万8千人であり、前年と比べ1,167万3千人(▲35.4%)減少した。

○地域別動向では、前年と比べ、出雲地域が▲36.9%、石見地域が▲27.6%、隠岐地域が▲45.2%であった。

(主な変動要因)

- ・「宿泊客延べ数」の主な変動要因と同様

〔観光入込客延べ数の地域別推移〕

(単位:千人地点)

地域	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	対前年比
出雲地域	26,536	26,052	25,369	27,171	17,133	▲36.9%
石見地域	6,365	6,065	5,596	5,651	4,093	▲27.6%
隠岐地域	217	186	168	167	92	▲45.2%
計	33,119	32,303	31,133	32,990	21,318	▲35.4%

宿泊客延べ数：1日単位でみた宿泊客の人数で、1人が2泊3日する場合は2人泊と数える。  
観光入込客延べ数：観光地点ごとに計測した入込客数を単純合計した人数。

#### 4. 観光入込客実人数推計

○観光入込客延べ数及び宿泊客延べ数をもとに観光地点アンケート調査で得られた数値（県内・県外の比率、平均訪問地点数、平均宿泊数）により推計した令和2年の観光入込客実人数は、**912万9千人**であり、前年と比べ**415万2千人（▲31.3%）減少**した。

（単位：千人）

区 分	H30年	R1年	R2年	対前年比
県内客・宿泊	120	116	99	▲14.7%
県外客・宿泊	2,327	2,409	1,510	▲37.3%
県内客・日帰り	3,927	4,088	3,043	▲25.6%
県外客・日帰り	6,449	6,669	4,478	▲32.9%
計	12,824	13,281	9,129	▲31.3%

#### 5. 観光消費額及び経済波及効果

○観光地点アンケート調査で得られた1人当たり消費額（下表）に観光入込客実人数を乗じて推計した令和2年の県全体の観光消費額は、**約752億円**であり、前年に比べ**約549億円（▲42.2%）減少**した。

○この観光消費額が、県内に及ぼす経済波及効果（直接効果、一次波及効果、二次波及効果の計）は、**約938億円（1.25倍）**と推計される。

○経済波及効果：平成27年島根県産業連関表を用いて推計

##### 〔観光消費額及び経済波及効果〕

（単位：億円）

	H30年	R1年	R2年	対前年比
観光消費額	1,282	1,301	752	▲42.2%
経済波及効果	1,593	1,647	938	▲43.1%

##### 〔1人当たり消費額〕

（単位：円）

区 分	H30年	R1年	R2年	対前年比
県内客・宿泊	19,209	18,833	25,767	+36.8%
県外客・宿泊	29,420	27,884	28,545	+2.4%
県内客・日帰り	3,693	3,790	2,549	▲32.8%
県外客・日帰り	6,661	6,779	4,863	▲28.3%

注）端数処理により計と内訳が一致しない箇所がある。

## J R木次線におけるトロッコ列車運行継続に向けた取組について

### 1. 背景

令和3年6月3日に、J R西日本米子支社から、「令和5年度を最後に、老朽化したトロッコ列車の運行を終了する」との発表がされた。

### 2. 対応状況

令和3年6月7日に、トロッコ列車の運行継続について、地元団体とともに、J R西日本米子支社に対して要望を実施。

#### (1) 要望者

- ・木次線強化促進協議会（会長：雲南市長）
- ・出雲の國・斐伊川サミット（会長：出雲市長）
- ・沿線自治体（雲南市長・奥出雲町長・松江市長）
- ・島根県（知事）

#### (2) 要望内容

- ・現行車両による運行継続を、再度検討すること。
- ・現行車両による運行継続ができない場合は、後継車両の整備を具体的に検討すること。

### 3. 今後の対応

トロッコ列車の運行継続を含めた木次線沿線の観光振興の方策について、県や地元市町とJ R西日本とが一緒になって議論を行うために、新たに検討会を設置する。

#### (1) 検討会の名称

木次線観光列車運行検討会（仮称）

#### (2) 参加団体等（予定）

雲南市、奥出雲町、松江市、出雲市、庄原市、島根県、広島県、  
J R西日本米子支社

#### (3) 設置時期（予定）

令和3年7月

## 株式会社シンメイ 立地計画の概要（増設）

株式会社シンメイ（本社：横浜市）は、オリジナル製品「おりがみカップ」などの食品容器の受注増加に対応するため、このたび島根工場の雲南市内への移転及び生産設備の増強を決定した。

県は、同社から申請のあった立地計画を「島根県企業立地促進条例」の目的達成に資するものとして認定し、令和3年6月8日に、株式会社シンメイ、雲南市との間で立地に関する覚書を締結した。

### 1 会社概要

(1) 会社名	株式会社シンメイ
(2) 所在地	神奈川県横浜市緑区寺山町863番地
(3) 代表者名	代表取締役社長 湯川 惣一郎（ゆかわ そういちろう）
(4) 設立年月	昭和33年4月
(5) 資本金	100,000千円
(6) 従業員数	171名（うち県内常用従業員11名）
(7) 事業内容	食品容器製造（家庭用おかずケース、おりがみカップ、コンビニ向けケース）

### 2 計画の概要（工場を移転し、生産設備を増設）

(1) 立地場所	雲南市木次町山方346番地27		
(2) 敷地面積	4,974.09㎡		
(3) 建物面積	1,707.95㎡（鉄骨造平屋建）		
(4) 投下資本額	263,920千円		
	(内訳)	土地	87,800千円
		建物	145,000千円
		償却資産	31,120千円
(5) 操業開始	令和3年6月		
(6) 常用従業員数	申請時	11名	
	操業時	11名	(0名増)
	操業後1年	13名	(2名増)
	操業後2年	14名	(1名増)
	操業後3年	17名	(3名増)
	計		(6名増)
(7) 事業内容	食品容器製造（家庭用おかずケース、おりがみカップ、コンビニ向けケース）		

#### 【企業立地促進助成金の見込額】

・投資助成額	263,920千円	×	10%	=	26,392千円
・雇用助成額	1,300千円	×	5名	=	6,500千円
	計				32,892千円